

第4回岐南町上下水道事業経営審議会議事録（要旨）

日 時：令和7年8月26日（火） 14：30～15：54

場 所：岐南町中央公民館 学習室

出席委員：7名

事務局：板橋 篤志（基盤整備部長）、廣井 浩一（上下水道課長） 外3名

1 開会

2 委員長挨拶

3 前回議事録の確認

第3回審議会の議事録確認を行なった。

4 議題

（1）下水道使用料の改定（案）追加資料について

- ・事務局から第3回審議会にて、2か月で1,200 m³使用した場合の改定案③の増加率の低さについて指摘があったが、2か月で1,600 m³使用した場合の試算を例に挙げ、増加率は1.67倍となることを説明した。
- ・使用料を段階的に引き上げた場合のシミュレーションを改定案①を元に比較した。改定率を令和8年度から令和10年度までは1.3倍、令和11年度からは1.6倍とした場合、当初3年間で約2億円の基準外繰入金が必要となる見込みであることが示された。
- ・事務局から法令担当に確認をした内容について説明を行った。1回目の改定を議会に諮ることは可能でも、2回目の改定を一括して諮ることは懸念が残ると回答があったことを説明した。

- ・事務局から２回目の値上げの際にもその時点の経済状況を考慮し、その都度議会に諮ることが適当であり、他の自治体も同様の運用を行っていることを説明した。
- ・事務局としては、段階的改定を実施した場合に一般会計からの繰入金に確約がないこと、２回目の値上げ時に経済状況によって１.６倍以上の改定率になる可能性があることから、改定案①で進めたいと説明した。
- ・委員からは、一度に１.６倍の改定は負担が重いという意見がありつつも、下水道事業の経営や基準外繰入金が厳しくなっている現状を鑑み、やむを得ないとの意見や、今１.６倍に引き上げないことで、２回目の改定で更に引き上げられるよりは一度に上げるほうがよいとの意見があった。

（２）料金改定の適用時期について

- ・料金改定は令和８年４月１日を予定しており、２か月に一回（原則）検針があることから、「６月検針分から新料金を適用する」ケース①と「４月請求分から新料金を適用する」ケース②を示した。事務局からは、料金改定日以降の使用分に新料金が適用されること、周知期間を長く取れることからケース①を希望することを説明した。

委員からは改定日は令和８年４月１日、５月検針までは旧料金、６月検針から新料金を適用するケース①で進めることで異議なく了承された。

（３）料金改定（案）について

- ・事務局より、水道料金及び下水道使用料の各改定案について改めて説明し、委員からは最終的な意見を表明した。
- ・水道料金は改定案①（現行の１.１９倍とし、メーター使用料は１ヶ月当たり税抜きでφ１３：１００円、φ２０：１５０円、φ２５：２００円、φ４０：３５０円、φ５０：１,２５０円、φ７５：１,８５０円、φ１００：２,２００円、基本料金は１０ｍ³まで１ヶ月当たり税抜きで８００円、従量料金は１ｍ³につき１ヶ月当たり税抜きで１００円に改定）、下水道使用料は改定案①（現行の１.６倍とし、井戸メーター使用料は１ヶ月当たり税抜きで３００円、基本使用料は１０ｍ³まで１ヶ月当たり税抜きで１,３００円、従量使用料は１１ｍ³から５００ｍ³は１ヶ月当たり税抜きで１５０円、５０１ｍ³以上は１ヶ月当たり税抜きで１７０円に改定）とし、令和８年４月１日から適用することで委員らの意見が取りまとめられた。

(4) 経営審議会の報告書等について

- ・第1回審議会からの審議内容をまとめた報告書を各委員に配布した。
審議会時間内での精査は難しいため、委員が持ち帰り、内容確認と修正の連絡を1ヶ月程度の期間で行うことが依頼された。
- ・事務局にて作成した答申案を各委員に配布し、これまでの議論と附帯意見がまとめられていることを確認した。

5 答申について

- ・委員長から町長に、水道料金、下水道使用料のあり方についての答申書が手渡された。

6 閉会

以上